

# **NOK グループ° グリーン調達ガイドライン 付属書**

2026年 4月 1日 (Ver.6)

NOK 株式会社

## 目次

- 1. 対象品および定義 …… p.3
- 2. 提出いただく書類 …… p.4
- 3. 仕入先様における環境負荷物質管理と情報提供 …… p.4
  - (1) 環境負荷物質管理体制の構築
  - (2) 納入いただく主資材・副資材などの環境負荷物質・規制対象物質の管理
  - (3) 禁止物質の非含有保証
  - (4) SDS の提供
  - (5) 工程変更発生時などのグループ各社への連絡禁止物質の非含有保証

## 1. 対象品および定義

NOKグループでは、対象品を以下のように定義しています。

表-1 対象品および定義

対象品		定義	
		単体	複合
主資材	化学品・ 原材料	物質： 何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物または元素。 (例) ポリマー、薬品など。	混合物： 2つ以上の物質からなる溶液、調剤。 (例) オイル、グリースなど。
	成形品	単一品： その機能を決定する特定の形状、表面またはデザインを付与された物体。 (例) 容易に分離できない金属製品、金具や樹脂製品など。	複合品・機能部品： 2つ以上の単一品からなる接合品や組立部品。 (例) 基盤、複合フィルム、電子部品など。
副資材 (製品に 残らないもの)	化学品	物質： 製品を製造するために一時的に使う化合物。 (例) 溶剤など。	混合物： 製品を製造するために一時的に使う溶液、調剤。 (例) 離型剤、粘着防止剤、洗浄剤など。
	成形品	単一品： 製品を製造するために一時的に使う物品。 (例) 工程内の保管容器、コンテナなど。	複合品： 製品を製造するために一時的に使う接合品や組立部品。 (例) 手袋、仮止め用テープ、保護フィルムなど。
包装・梱包資材 (関連品を含む)		① グループ各社製品を包装、梱包、結束する資材。乾燥剤、防錆紙、ラベル用インク、筆記具など含む。(一時保管、在庫保管、出荷用荷姿などを問わず、全ての場合に適用) ② 仕入先様製品(主資材、副資材)をグループ各社に輸送、納品する際に包装、梱包、結束する資材。	
設備・治工具 (工程内で使用し間接的に製品に関係するもの)		製品を製造するために必要な設備、治工具、金型およびその部品。ボルト、ナットなど含む。 (例) 搬送用ハンド、コンベア、検査などの作業用マット、設備に使用するオイル、グリースなど。	

## 2. 提出いただく書類

表-2 提出書類一覧

分類	No.	書類名	NOK	MEK	備考
チェックシート	①	チェックシート <sup>1)</sup>	○	○	
	②	JAMA・JAPIA 自己診断シート	△	×	チェックシートに対応困難の場合など
情報伝達 ツール	③	chemSHERPA	○	○	適宜、最新版 AI・CI でご対応ください
	④	IMDS	△	△	最新版でご対応ください
	⑤	JAPIA シート <sup>2)</sup>	△	△	IMDS に対応困難の場合など
調査票	⑥	含有化学物質報告書	○	×	chemSHERPA に対応困難の場合など
	⑦	製品含有物質調査票	×	○	
	⑧	RoHS 指令 10 物質調査票	○	×	
	⑨	不使用保証書	×	○	
	⑩	分析報告書	△	○	
	⑪	クリンネス物質調査票 <sup>3)</sup>	×	○	
法的要求	⑫	SDS	○	○	自主的な更新時にもご提供ください

NOK : NOK グループ各社 (MEK 除く)

MEK : メクテックグループ各社

○ : 新規購入時および法改正時、その他要求時

△ : 法改正時、その他要求時

× : 基本的に要求無し

1) : ① CMP コンソーシアム発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン 付属書 E : チェックシート」

2) : ⑤ JAPIA 統一データシート

3) : ⑪ クリンネス物質調査票

MEK が指定する対象品 (HDD 品目に使用する主資材および副資材等) につきましては、分析要領に従い、清浄度対象物質 (有機シリコン、アニオン、カチオン) の分析値、分析装置の検出下限、分析方法をご記入の上、分析報告書 (または分析データ) を当該調査票に添付して、ご報告していただきます。

## 3. 仕入先様における環境負荷物質管理と情報提供

## (1) 環境負荷物質管理体制の構築

仕入先様におかれましては、NOK グループ各社 (以下、グループ各社) に納入いただく仕入先様製品などに関し環境負荷物質管理体制の構築をお願いいたします。管理体制確認のため、表-2 の ① チェックシート<sup>※1</sup>にて自主点検を実施いただきご提出をお願いいたします。なお、不備事項については改善ができる管理体制の構築をお願いいたします。また、仕入先様の「環境負荷物質管理体制構築」の実態を確認させていただく目的で、仕入先様の了解のうえグループ各社による監査を適宜実施させていただきます。

※1 グループ各社は CMP コンソーシアムが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」の附属書 E 「チェックシート」を環境負荷物質の管理体制チェックシートとして採用しています。

最新版は次の URL より入手可能です。

<https://cmp-consortium.com/docs/guidelines>

JAMA（一般社団法人日本自動車工業会）発行の「JAMA/JAPIA 製品含有化学物質管理ガイドライン」にある附属書 A：「自己診断シート」による提出希望の仕入先様は、グループ各社にお問合せをお願いします。

最新版は次の URL より入手可能です。

[https://www.jama.or.jp/operation/ecology/hazardous\\_substances/guideline.html](https://www.jama.or.jp/operation/ecology/hazardous_substances/guideline.html)

## (2) 納入いただく主資材・副資材などの環境負荷物質・規制対象物質の管理

グループ各社は、法規制など（国内外の法令や業界団体基準など）に基づき、環境負荷物質・規制対象物質のリスク管理の徹底を実施しております。法令には、生産及び使用禁止の環境負荷物質が規定されています。また、法令などの背景から、グループ各社のお客様から規制対象物質の使用を禁止するご要求があります。このことより表-1 に示す定義に基づきグループ各社製品を構成する主資材（製品の一部を構成するもの）と副資材、梱包・包装資材、ラベル用インク、筆記具、設備を納入いただく仕入先様には、関連法令と併せてグループ各社が提示する標準類などに基づいた仕入先様製品の納入と製品に含有される環境負荷物質・規制対象物質の報告（使用・含有有無）を環境負荷物質調査としてお願いいたします。完成品を納入いただく仕入先様は別途調整させていただきます。

## (3) 禁止物質の非含有保証

a. 表-2 の NOK・MEK にて異なる基準による禁止・申告の管理区分を規定しています。禁止物質が含有されない仕入先様製品をグループ各社へ納入するようお願いいたします。ただし、グループ各社が仕入先様に対し禁止物質の使用・含有を認めた仕入先様製品は、対象外といたします。

### (a) NOK（MEK を除く NOK グループ）の環境負荷物質と管理区分

環境負荷物質は、CMP コンソーシアム の定める「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」の物質群です。CMP コンソーシアムの Web ページから最新版をダウンロードしてご参照ください。

<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool#declarable>

具体的な閾値は、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」の内容に準拠しておりますので同 Web ページよりご参照ください。なお、複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい判断基準を優先してください。

### (b) MEK（メクテックグループ）の規制対象物質と管理区分

規制対象物質は、一覧表にありますので、メクテックの Web ページからダウンロードしてください。

規制対象物質一覧、規制対象物質一覧\_EU REACH 規則 SVHC

[調達方針 | Sustainability | メクテック株式会社](#)

NOK グループ環境負荷物質の報告に関する判断基準は、表-3 に記載の通りです。

表-3 対象物質の報告判断基準

濃度	含有
閾値を超える	報告する
閾値以下	報告必須としない

- b. 禁止物質及び申告物質の含有有無情報は、chemSHERPA にて確認させていただきます。特にグループ各社より指定しない限り、調査時点での最新版をご利用いただくようお願いいたします。各ツールは次の Web ページよりダウンロード可能です。
- <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>
- なお IMDS、JAPIA シートなど、chemSHERPA 以外の化学物質情報伝達ツールの使用に関しては、事前に調整させていただくことがあります。
- chemSHERPA などの化学物質情報伝達ツールによるご提出ができない仕入先様は、グループ各社調達窓口にご相談のうえ、表-2 の⑥含有化学物質報告書による提出も可能です。グループ各社が原材料・副資材・製造工程などを支給、指定し生産委託した仕入先様製品（成形品・化学品）についてのご提出はグループ各社調達窓口と調整してください。
- c. グループ各社への納入品には a.(a)の 環境負荷物質および a.(b) の規制対象物質で定める使用禁止物質が閾値を超えて含まれないよう管理をお願いします。禁止物質の閾値を超えた含有が判明した場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
- d. 環境負荷物質調査で非含有と回答した納入品については、当該化学物質を含有しないよう管理をお願いいたします。含有することが判明した場合は速やかに連絡をお願いいたします。

#### (4) SDS の提供

グループ各社への納入品の形態が化学品や原材料などで SDS 提出対象であれば対応をお願いいたします。JIS Z7253 に準拠した書式で関連法令の改正をご確認のうえ最新版を提出してください。

#### (5) 工程変更発生時などのグループ各社への連絡

仕入先様及びサプライチェーンを通じて、化学物質にかかわる設計変更、工程変更などが発生する場合は、事前に情報提供をお願いいたします。特にグループ各社が管理する環境負荷物質・規制対象物質について変更がある場合は、遅滞なくグループ各社調達窓口へ情報提供をお願いいたします。